

# 生物多様性保全における動物園の役割—国立動物園を考える

## 動物園と法

東郷佳朗(神奈川大学)

### 1 日本における動物園の法的位置づけ

#### (1) 博物館法

- 博物館の定義(2条)  
cf.独立行政法人国立博物館法,独立行政法人国立科学博物館法
- 博物館の事業(3条)
- 設置及び運営上望ましい基準(8条)  
cf.博物館の設置及び運営上の望ましい基準(文部科学省告示)
- 登録(10~16条)
- 公立博物館(18~24条)
- 私立博物館(27条、28条)
- 博物館に相当する施設(29条)

#### ※動物園の位置づけ

登録博物館1/博物館相当施設31/博物館類似施設60(平成23年度社会教育調査)

#### (2) 都市公園法

- 公園施設の定義(2条2項)
- 公園施設の設置基準(4条)  
cf.都市公園法施行令(政令)、東京都立公園条例、東京都立公園条例施行規則

#### (3) 動物園条例 e.g.横浜市動物園条例

- 設置(1条)
- 事業(2条)  
cf.秋田市大森山動物園条例、釧路市動物園条例
- 開園時間等(3条)
- 指定管理者の指定等(3条の2)
- 利用料金等(3条の5)
- 入園の拒否及び退園(4条)
- 横浜市公園条例の適用(5条)

### 2. 動物園の運営にかかわる法令

#### (1) 動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)

- 第一種動物取扱業者の規制(10~24条)  
cf.動物の愛護及び管理に関する法律施行令(政令)、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(環境省令)、第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目(環境省告示),展示動物の飼養及び保管に関する基準(同)
- 特定動物の飼養規制(26~33条)  
cf.動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(環境省令)、特定飼養施設の構造及

び規模に関する基準の細目(環境省告示)、特定動物の飼養又は保管の方法の細目(同)

- ・愛護動物の殺傷・虐待・遺棄の禁止(44条)

#### (2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護狩猟法)

- ・鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制(8条～18条)
- ・鳥獣の飼養・販売等の規制(19条～27条)

cf.鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(環境省令)

#### (3) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)

- ・希少野生動植物種の個体等の取扱いに関する規制(7条～33条の15)
- ・保護増殖事業(45条～48条)

cf.絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法施行令(政令)絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法施行規則(環境省令)

#### (4) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(特定外来生物法)

- ・特定外来生物の取扱いに関する規制(4条～10条)

cf.特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則

(農林水産省・環境省令)、環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件(農林水産省・環境省告示)、環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件(環境省告示)

#### (5) 生物多様性基本法

- ・野生生物の種の多様性の保全(3条1項、15条1項)

### 3. 「動物園法」制定に向けた課題

#### (1) 動物園の法的位置づけのあり方

- ・「動物園法」か「国立動物園法」か
- ・文部科学省か環境省か

#### (2) 動物園法をめぐる論点

- ・定義および目的
- ・事業 ← 生物多様性の観点
- ・登録制／免許制
- ・設置要件 ← 動物福祉の観点

#### 【参照条文】

#### 博物館法

##### (この法律の目的)

**第1条** この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、博物館の運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

##### (定義)

**第2条** ①この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民族、産業、自然科学等に関

する資料を収集し、保管（育成を含む、以下同じ）展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究・レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)による図書館を除く。)のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。)を除く。)が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

- ②この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。
- ③この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)をいう。

### (博物館の事業)

**第3条** ①博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、展示すること。
- 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
- 三 一般公衆に対して博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- 四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- 六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- 七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会を主催し、及びその開催を援助すること。
- 八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
- 九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
- 十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

②博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

### (設置及び運営上望ましい基準)

第8条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

#### (登録)

第10条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。

#### (登録要件の審査)

第12条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

- 一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
- 四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

#### (設置)

第18条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

#### (所管)

第19条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

#### (都道府県の教育委員会との関係)

第27条 ①都道府県の教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

②都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して・専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

#### (国及び地方公共団体との関係)

第28条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

(博物館に相当する施設)

第29条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したのものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

都市公園法

#### (定義)

第2条 ①この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

- 一 都市計画施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市

計画施設をいう。次号において同じ。)である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地(ロに該当するものを除く。)

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

②この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

一 園路及び広場

二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの

三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの

四 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの

五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの

六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの

七 売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの

八 門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの

九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

③次の各号に掲げるものは、第一項の規定にかかわらず、都市公園に含まれないものとする。

一 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)の規定により決定された国立公園又は国定公園に関する公園計画に基いて設けられる施設(以下「国立公園又は国定公園の施設」という。)たる公園又は緑地

二 自然公園法の規定により国立公園又は国定公園の区域内に指定される集団施設地区たる公園又は緑地

### (公園施設の設置基準)

第4条 ①一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和三十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積(国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。)の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合(国の設置に係る都市公園にあつては、百分の二)を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲(国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲)内でこれを超えることができる。

### 都市公園法施行令

#### (公園施設の種類)

第5条 ⑤法第二条第六号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。

一 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、

体験学習施設記念碑その他これらに類するもの

二～三 (略)

## 横浜市動物園条例

### (事業)

第2条 ①横浜市立よこはま動物園、横浜市立野毛山動物園及び横浜市立金沢動物園は、次の事業を行う

- (1) 教育的配慮のもとに、動物を収集し、飼育し、及び展示すること。
- (2) 動物に関する知識、動物愛護思想及び環境教育の普及活動を行うこと。
- (3) 動物に関する調査研究を行うこと。
- (4) 野生動物の保護及び繁殖を行うこと。
- (5) 野生動物の救護活動を行うこと。
- (6) その他前各号の事業に附帯する事業

②横浜市立万騎が原ちびっこ動物園は、次の事業を行う。

- (1) 教育的配慮のもとに、主として家畜を収集し、飼育し、及び展示すること。
- (2) 子供と動物とのふれあいの場を提供すること。
- (3) その他前2号の事業に附帯する事業

### (横浜市公園条例の適用)

第5条 この条例に定めるもののほか、動物園の管理について必要な事項は、横浜市公園条例に定めるところによる。

## 動物の愛護及び管理に関する法律

### (目的)

第1条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

### (基本原則)

第2条 ①動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

②何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

### (第一種動物取扱業の登録)

第10条 ①動物(哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。)の取扱業(動物の販売(その取次ぎ又は代理を含む。次項、第十二条第一項第六号及び第二十一条の四において同じ。)、保管、貸出し、訓練、展示(動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項及び第二十四条の二において同じ。))その他政令で定める取扱いを業として

行うことをいう。以下この節及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。)を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))にあつては、その長とする。以下この節から第五節まで(第二十五条第四項を除く。)において同じ。)の登録を受けなければならない。

②前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者(第二十二条第一項に規定する者をいう。)の氏名
- 四 その営もうとする第一種動物取扱業の種別(販売・保管・貸出し・訓練・展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。)並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法
- 五 主として取り扱う動物の種類及び数
- 六 動物の飼養又は保管のための施設(以下この節及び次節において「飼養施設」という。)を設置しているときは、次に掲げる事項
  - イ 飼養施設般の所在地
  - ロ 飼養施設般の構造及び規模
  - ハ 飼養施設の管理の方法
- 七 その他環境省令で定める事項

#### (登録の拒否)

第12条 ①都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき・同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造・規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分の日から二年を経過しない者
- 三 第十条第一項の登録を受けた者(以下「第一種動物取扱業者」という。)で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において・その処分の日前三十日以内にその第一種動物取扱業者の役員であつた者でその処分の日から二年を経過しないもの

四 第十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ・その停止の期間が経過しない者五～七（略）

### **(登録の更新)**

第13条 ①第十条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければその期間の経過によつて、その効力を失う。

### **(登録の取り消しなど)**

第19条 ①都道府県知事は、第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第一種動物取扱業者の登録を受けたとき。

二 その者が行う業務の内容及び実施の方法が第十二条第一項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

三 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が第十二条第一項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなつたとき。

四（略）

五 第十二条第一項第一号、第三号又は第五号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。

六 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

### **(基準遵守義務)**

第21条 ①第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

②都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

### **(勧告及び命令)**

第23条 ①都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条第一項又は第二項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

③都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

### **(報告及び検査)**

第24条 ①都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検



査させることができる。

### (特定動物の飼養又は保管の許可)

第26条 ①人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物(以下「特定動物」という。)の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに・特定動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「特定飼養施設」という。)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設をいう。)において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

②前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 特定動物の種類及び数
- 三 飼養又は保管の目的
- 四 特定飼養施設の所在地
- 五 特定飼養施設の構造及び規模
- 六 特定動物の飼養又は保管の方法
- 七 特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置に関する事項
- 八 その他環境省令で定める事項

### (許可の基準)

第27条 ①都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ同項の許可をしてはならない。

一 その申請に係る前条第二項第五号から第七号までに掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省で定める特定飼養施設の構造及び規模・特定動物の飼養又は保管の方法並びに特定動物の飼養又は保が困難になつた場合における措置に関する基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第二十九条の規定により許可を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者

ハ 法人であつて、その役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

②都道府県知事は、前条第一項の許可をする場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

### (許可の取消し)

第29条 ①都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一 不正の報により特動物飼儲の許可を受けたとき。

- 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七条第一項第一号に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 三 第二十七条第一項第二号八に該当することとなつたとき。
- 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

### **(飼養又は保管の方法)**

第31条 特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。

### **(特定動物飼養者に対する措置命令等)**

第32条 都道府県知事は・特定動物飼養者が前条の規定に違反し、又は第二十七条第二項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

### **(報告及び検査)**

第33条 ①都道府県知事は・第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し・特定飼養施設の状況・特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め・又はその職員に・当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

### **(罰則)**

第44条 ①愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

②愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、百万円以下の罰金に処する。

③愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

④前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いებაと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条第一項の規定に違反して許可を受けずに特定動物を飼養し、又は保管した者
- 二 不正の手段によつて第二十六条第一項の許可を受けた者

### 三 (略)

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項の規定に違反して登録を受けないで第一種動物取扱業を営んだ者
- 二 不正の手段によって第十条第一項の登録（第十三条第一項の登録の更新を含む。）を受けた者
- 三 第十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 四 第二十三条第三項又は第三十二条の規定による命令に違反した者

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一～二 (略)
- 三 第二十四条第一項（第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）又は第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 四 (略)第二十四条の四において読み替えて準用する第二十条第三項め規定による命令に違反した者

第48条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第四十五条五千万円以下の罰金刑
- 二 第四十四条又は前三条各本条の罰金刑

## 展示動物の飼養及び保管に関する基準

### 第4 個別基準

#### 1 動物園等における展示

管理者及び飼養保管者は、動物園動物又は触れ合い動物を飼養及び保管する動物園等における展示については、次に掲げる事項に留意するように努めること。

##### (1) 展示方法

動物園動物又は触れ合い動物の展示に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、動物本来の形態、生態及び習性を観覧できるようにすること。

ア 障害を持つ動物又は治療中の動物を展示する場合は、観覧者に対して展示に至った経緯等に関する十分な説明を行うとともに、残酷な印象を与えないように配慮すること。

イ 動物園動物又は触れ合い動物の飼養及び保管を適切に行う上で必要と認められる場合を除き、本来の形態及び習性を損なうような施術、着色、拘束等をして展示しないこと。

ウ 動物に演芸をさせる場合には、演芸及びその訓練は、動物の生態、習性、生理等に配慮することとし、動物をみだりに、殴打し、酷使すること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

エ 生きている動物を餌として与える場合は、その必要性について観覧者に対して十分な説明を行うとともに、餌となる動物の苦痛を軽減すること。

オ 動物園動物又は触れ合い動物を展示施設において繁殖させる場合には、その繁殖が支障なく行われるように、適切な出産及び営巣の場所の確保等必要な条件を整えること。

カ 動物園等の役割が多様化している現状を踏まえ、動物の生態、習性及び生理並びに生息環境等に関する知見の集積及び情報を提供を行うことにより、観覧者の動物に関する知識及び動物愛護の精神についての関心を深めること。

## (2) 観覧者に対する指導

動物園動物又は触れ合い動物の観覧に当たっては、観覧者に対して次に掲げる事項を遵守するように指導すること。

ア 動物園動物又は触れ合い動物にみだりに食物等を与えないこと。

イ 動物園動物又は触れ合い動物を傷つけ、苦しめ、又は驚かささないこと。

## (3) 観覧場所の構造等

ア 人に危害を加えるおそれ等のある動物園動物が観覧者に接触することができない構造にするとともに、動物園動物を観覧する場所と施設との仕切りは観覧者が容易に越えられない構造にすること。

イ 自動車を用いて人に危害を加えるおそれのある動物園動物を観覧させる場合は、自動車の扉及び窓が常時閉まる構造のものを使用するとともに、観覧者に対して、自動車の扉及び窓を常時閉めておくように指導すること。また、施設内の巡視その他観覧者の安全の確保に必要な措置を講ずること。

## (4) 展示場所の移動

短期間に移動を繰り返しながら仮設の施設等において動物園動物又は触れ合い動物を展示する場合は、一定の期間は移動及び展示を行わず、特定の場所に設置した常設の施設において十分に休養させ、健全に成長し、及び本来の習性が発現できるような飼養及び保管の環境の確保に努めること。また、移動先にあっても、第3の1の(2)に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、その健康と安全の確保に細心の注意を払うこと。さらに、人に危害を加えるおそれ又は自然生態系に移入された場合に環境保全上の問題等を引き起こすおそれのある展示動物については、第3の3の定めに基づき、人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

## (5) 展示動物との接触

ア 観覧者と動物園動物又は触れ合い動物が接触できる場合においては、その接触が十分な知識を有する飼養保管者の監督の下に行われるようにするとともに、人への危害の発生及び感染性の疾病への感染の防止に必要な措置を講ずること。

イ 観覧者と動物園動物又は触れ合い動物との接触を行う場合には、観覧者に対してその動物に過度な苦痛を与えないように指導するとともに、その動物に適度な休養を与えること。

## 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

### (目的)

第1条 この法律は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環

境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (責務)

- 第2条** ①国は、野生動植物の種(亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)が置かれている状況を常に把握し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する科学的知見の充実を図るとともに、その種の保存のための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。
- ②地方公共団体は、その区域内の自然的社会的諸条件に応じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。
- ③国民は、前二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力する等絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するように努めなければならない。

### (定義等)

- 第4条** ①この法律において「絶滅のおそれ」とは、野生動植物の種について、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと、その種の個体の数が著しく減少しつつあること、その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあること、その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあることその他のその種の存続に支障を来す事情があることをいう。
- ②この法律において「希少野生動植物種」とは、次項の国内希少野生動植物種、第四項の国際希少野生動植物種及び次条第一項の緊急指定種をいう。
- ③この法律において「国内希少野生動植物種」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう。
- ④この法律において「国際希少野生動植物種」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動物の種(国内希少野生動植物種を除く。)であって、政令で定めるものをいう。

### (個体等の所有者等の義務)

- 第7条** 希少野生動植物種の個体若しくはその器官又はこれらの加工品(以下「個体等」と総称する。)の所有者又は占有者は、希少動植物の種を保存することの重要性を自覚し、その個体等を適切に取り扱うように努めなければならない。

### (譲渡し等の禁止)

- 第12条** ①希少野生動植物種等は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り(以下譲渡し等)という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る譲渡し等をする場合
  - 二～六 (略)七前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合

### (譲渡し等の許可)

- 第13条** ①学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとする者(前条第一項第二号から第七号までに掲げる場合の

いずれかに該当して譲渡し等をしようとする者を除く。)は、環境大臣の許可を受けなければならない。

#### **(保護増殖事業計画)**

- 第45条** ①環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長(第三項において「環境大臣等」という。)は、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、中央環境審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。
- ②前項の保護増殖事業計画は、保護増殖事業の対象とすべき国内希少野生動植物種ごとに、保護増殖事業の目標・保護増殖事業が行われるべき区域及び保護増殖事業の内容その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。

#### **(認定保護増殖事業等)**

- 第46条** ①国は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは保護増殖事業を行うものとする。
- ②地方公共団体は、その行う保護増殖事業であってその事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合するものについては、環境大臣にその旨の確認を受けつことができる。
- ③国及び地方公共団体以外の者は、その行う保護増殖事業について、その者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護増殖事業の事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合している旨の環境大臣の認定を受けることができる。

#### **絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則**

##### **(譲渡し等の禁止の適用除外)**

**第5条** ②法第十二条第一項第七号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一～二 (略)

三 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定したもの(以下この号において「博物館相当施設」という。)が、当該施設における繁殖又は展示のために譲渡し等をする場合(譲受け又は引取りをした者が、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出たもの(公立博物館又は博物館相当施設が譲受け又は引取りをする場合にあっては環境大臣に通知したもの)に限る。)

四～八 (略)

##### **(譲渡し等の目的)**

**第6条** 法第十三条第一項の環境省令で定める目的は、教育の目的、希少野生動植物種の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的その他希少野生動植物種の保存に資すると認められる目的とする。

#### **特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律**

##### **(飼養等の禁止)**

**第4条** 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。一次条第一項の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合二第三章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

##### **(飼養等の許可)**

**第5条** ①学術研究の目的その他主務省令で定める目的で特定外来生物の飼養等をしようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

## **特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則**

### **(飼養等の目的)**

**第3条** 法第五条第一項の主務省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

- 一 博物館、動物園その他これに類する施設における展示
- 二～五 (略)

## **生物多様性基本法**

### **(目的)**

**第1条** この法律は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

### **(定義)**

**第2条** ①この法律において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

②この法律において「持続可能な利用」とは、現在及び将来の世代の人間が生物の多様性の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である生物の多様性が将来にわたって維持されるよう、生物その他の生物の多様性の構成要素及び生物の多様性の恵沢の長期的な減少をもたらさない方法(以下「持続可能な方法」という。)により生物の多様性の構成要素を利用することをいう。

### **(基本原則)**

**第3条** ①生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることにかんがみ、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。

### **(野生生物の種の多様性の保全等)**

**第15条** ①国は、野生生物の種の多様性の保全を図るため、野生生物の生息又は生育の状況を把握し、及び評価するとともに、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び増殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとする。